

ア【有害物質の排水基準】－1<全国一律>（排水基準を定める省令別表第一）

基準①

項 目		許 容 限 度	検 定 方 法	
カドミウム及びその化合物		カドミウム 0.03 mg/L	排水基準を定める省令 (昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法	
シアン化合物		シアン 1 mg/L		
有機リン化合物 〔パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る〕		1 mg/L		
鉛及びその化合物		鉛 0.1 mg/L		
六価クロム化合物		六価クロム 0.2 mg/L		
砒素及びその化合物		砒素 0.1 mg/L		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀 0.005 mg/L		
アルキル水銀化合物		検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L		
トリクロロエチレン		0.1 mg/L		
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L		
ジクロロメタン		0.2 mg/L		
四塩化炭素		0.02 mg/L		
1, 2 - ジクロロエタン		0.04 mg/L		
1, 1 - ジクロロエチレン		1 mg/L		
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン		0.4 mg/L		
1, 1, 1 - トリクロロエタン		3 mg/L		
1, 1, 2 - トリクロロエタン		0.06 mg/L		
1, 3 - ジクロロプロペン		0.02 mg/L		
チウラム		0.06 mg/L		
シマジン		0.03 mg/L		
チオベンカルブ		0.2 mg/L		
ベンゼン		0.1 mg/L		
セレン及びその化合物		セレン 0.1 mg/L		
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出	ほう素 10 mg/L		
	海域に排出	ほう素 230 mg/L		
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出	ふつ素 8 mg/L		
	海域に排出	ふつ素 15 mg/L		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100 mg/L		
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L		
備考				
1 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。				
2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年 11 月 12 日政令第 363 号、昭和 49 年 12 月 1 日施行）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。				